

緊急の運転資金が必要な方に



皆野町中小企業振興資金のご案内

(新型コロナウイルス感染症対策)

皆野町では新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急に運転資金を必要とされている方を支援するため、金融機関と連携し、低金利で手続きが簡単な特別融資を実施します。

受付期間	令和2年4月17日(金)から当面の間(融資総額の範囲内)
資金用途	運転資金として
対象	皆野町内に店舗、工場または事業所(法人の場合は本社)を有する中小企業者であって、町税を完納している方 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況の悪化が懸念される方
融資総額	3億円
融資限度額	運転資金 1,000万円
利率	0.55%(令和2年4月10日時点) 融資実行時の長期プライムレートと同率で融資 利率の2分の1を限度として、融資額に対する利子を町が補助します。 事業者の方は、補助分を除いた額で返済することが出来ます。
融資期間	5年以内(据置6か月以内)
償還方法	原則として元金均等分割返済
担保	必要に応じて
連帯保証人	必要に応じて
信用保証	原則として必要(埼玉県信用保証協会による保証)
申し込み	取扱金融機関を通じて産業観光課で受付

【取扱金融機関】 埼玉りそな銀行 皆野支店、秩父支店
埼玉信用組合 皆野支店 埼玉縣信用金庫 秩父支店
武蔵野銀行 秩父支店 東和銀行 秩父支店
足利銀行 秩父支店 商工中金 熊谷支店

※同時に複数の金融機関への申請はできません。

お問い合わせ：皆野町役場産業観光課 商工観光担当 ☎62-1462

2020/4/16 版